

千種地区まちづくりルールチェックシート

地区まちづくりルール	配慮した具体的な内容 (開発事業者が記入してください。)	※審査欄
第5条(道路等との敷き際の配慮)		
開発事業者は、開発事業計画にあたっては、良好な住環境を維持・保全するとともに、緑豊かで落ち着いた美しい街並みの形成を図るため、開発事業区域と道路等との敷き際において、次の点に配慮するものとする。		
(1)既存の石垣や生垣は、できる限り活用するように努める。		
(2)道路に面する塀は圧迫感を緩和させるようできるだけ後退し、道路との間は植栽帯を設けるよう努める。		
第6条(共同住宅における周辺への配慮)		
開発事業者は、共同住宅の建築計画にあたっては、周辺環境と調和し快適で住みよい住環境を維持・保全するため、次の点に配慮するものとする。		
(1)共同住宅の給水槽、機械室、機械式駐車場、ゴミステーションなどの附属施設は、景観に配慮した配置や形態に努める。		
(2)共同住宅の駐車場(平面駐車場及び機械式駐車場の周囲)は、緑化に努め、目立たないように配慮する。		
(3)共同住宅の駐車場の出入り口は、交通安全に配慮し、交差点付近に配置しないように努める。		
第7条(自然環境・景観への配慮)		
開発事業者は、開発事業の計画にあたっては、周辺環境と調和し、安全で安心して暮らせるまちの実現のために、自然環境・景観について、次の点に配慮するものとする。		
(1)開発事業者は、降雨時の浸水災害を防止するために、透水性舗装や雨水貯留施設等を整備するなど、開発事業区域外への雨水排水量の増加を抑制するよう努める。		
(2)宅地の造成にあたっては、隣地への圧迫感、地区の景観や安全性に配慮し、出来る限り、擁壁を小さくするなど、周辺の地形等との調和を図るよう努める。		

備考

- 1 千種地区まちづくりルール対象区域内のすべての開発事業は、開発構想届にこのチェックシートを添付してください。
- 2 配慮した具体的な内容欄は、地区まちづくりルールに配慮した内容を、具体的に開発事業者が記入してください。
- 3 開発構想届に添付する配置図又は土地利用計画図等には、配慮した具体的な内容を記入してください。
- 4 ※審査欄は、記入しないで下さい。